

令和3年度 確定申告

問い合わせ 市税務課 ☎43・8117

各会場の
確定申告の
受付期限

津屋崎行政センターは2月28日(月)まで
市役所別館は3月14日(月)まで
香椎税務署は3月31日(木)までです

※所得税の申告期限は3月15日(火)までです。納付の可能性のある人は、ご注意ください

イオンモール福津還付センター会場 (2階イオンホール)

日時 2月2日(水)～2月4日(金) 午前10時～午後3時

受付可能な所得内容 給与・年金・配当・一時

予約方法 当日会場で整理券を配布

※イオンモール福津に、確定申告の問い合わせは絶対にしないでください

香椎税務署申告会場



日時 2月7日(月)～3月31日(木) 午前9時～午後4時

※土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)、2月27日(日)は開設

受付可能な所得内容 全ての申告内容を受け付けできます
予約方法 当日会場で整理券を配布、または事前にLINE

問い合わせ 香椎税務署 ☎092・661・1031

市役所申告会場(市役所別館大ホール、津屋崎行政センター)

市役所別館大ホール 日にち

2月16日(水)～3月14日(月) ※土曜・日曜日、祝日を除く。3月14日(月)は、A申告と市県税申告のみ受け付け

津屋崎行政センター 日にち

2月16日(水)～2月28日(月) ※土曜・日曜日、祝日を除く

受付可能な所得内容 営業・農業・不動産、保険の外交員などの個人事業主、給与・年金・配当・一時

予約方法 インターネット、または電話
インターネットで予約 24時間受付可能 ※2月1日(火) 午前9時から

・2月1日(火)～3月11日(金) 市公式ホームページまたは、QR

コードから予約受付ページへアクセスし、希望日時のほか必要事項を入力してください。予約が完了したら



▲市の予約はこちらから

メールで予約完了のお知らせが届きます。

電話で予約 午前9時～午後4時 ※土曜・日曜日、祝日を除く

・2月1日(火)～2月14日(月) コールセンター ☎0570・666813 ※2月1日(火)から利用可能です

・2月15日(火)～3月11日(金) 市税務課 ☎43・8117

①電話する前に、A申告、B申告、自主作成コーナーの内、どの申告をするのか確認しておく。

②申告の種類と、希望の申告場所・日時を伝える。 ※希望日時の予約が埋まっている場合は、空いている日時、会場をご案内します

③予約を完了する前に必要資料や注意事項の説明を受ける。

令和3年分の福津市役所での確定申告は事前予約をお願いします

検索

市県民税の申告 ～パソコン・スマホから申告書が作成できます～

市県民税申告とは、所得税がかからない人など、確定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、市に提出するものです。

申告期間 2月16日(水)～3月14日(月)

申告方法

・パソコン・スマホで作成した申告書を印刷して郵送または持参 市公式ホームページのトップページから「暮らし・手続き・税金」→「税金」→「令和4年度市・県民税申告について」のページ内にある「住民税試算システム」で作成できま

す。システム上で申告書を作成・印刷して市税務課宛てに郵送もしくは市役所の確定申告会場に持参してください。

郵送先 〒811-3293(住所不要)福津市税務課宛て
・確定申告会場で受け付け 確定申告と同様に申告の予約をしてください。収入の種類によってA申告、B申告に分かれます。市県民税申告の場合も、A申告、B申告のどちらかを選んでください。

・電話で申告 特定の人のみ ※収入が遺族年金、障害年金のみで誰も扶養していない人

問い合わせ 市税務課 ☎43・8117

注意事項

申告に持っていくものや、申告当日の注意点など予約時に確認いただく内容です。インターネット予約の場合、予約画面に以下の内容が載っています。内容確認後、「すべて確認しました」にチェックをお願いします。電話予約の場合、職員が口頭で以下の内容を説明し、ご本人の代わりに「すべて確認しました」にチェックをさせていただきます。



医療費控除を受ける人は「医療費控除明細書」を事前に作成し、添付することが義務化されました。領収書の添付は不要で、自宅で5年保存してください。保険者発行の医療費通知を使用する場合、実際に支払った額の合計を明細書に記載してください。支払った年が混ざらないようご注意ください。
セルフメディケーション税制の控除を受ける人は「セルフメディケーション税制の明細書」と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類が必要です。同じく領収書の添付は不要で、自宅で5年保存してください。
明細書用紙は税務署・市税務課・津屋崎行政センター・国税庁ホームページで取得できます。

せん。
当日は、予約時間5分前には会場にお越しください。予約開始時間を10分過ぎると、予約は自動キャンセルとなりますのでご注意ください。順番が呼ばれる前に電話などで席を外す場合、受け付けにお声掛けいただければ会場を出ていただいても問題ありませんが、順番をお呼びした際、会場内にいない場合、予約を取り消します。なお、予約時間より早くお越しいただいた場合も、予約開始時間までお待ちいただけます。会場内の待合席には限りがあるため、到着が早過ぎる場合は一度ご帰宅いただく場合があります。3密を避けるため、ご協力をお願いします。

営業・農業・不動産の所得がある人は収支内訳書の作成が必要です。事前に作成のうえ、帳簿や領収書、交付金に関する通知など収支が分かるものをお持ちください。なお、収支内訳書の作成が済んでいない人は申告ができません。

申告に必要な書類をご持参ください。
・収入が分かるもの(源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など)
・控除の証明書類(支払った社会保険料や国民年金保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、医療費控除の明細書、寄付金の領収書など)

譲渡所得・分離配当所得・先物取引・贈与税・雑損控除の申告は、市の会場では受け付けできません。税務署で申告してください。

・心身に障がいのある人は障害者手帳など
・印鑑(スタンプ印、ゴム印は不可)
・申告者本人および被扶養者のマイナンバーが分かるもの

会場ではマスク着用・アルコール消毒・検温にご協力ください。なお、37.5度以上の発熱や咳など明らかな風邪症状がある場合は利用できま

・本人確認書類(運転免許証など)
・本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など)

パソコンやスマホから確定申告書の作成や電子申告

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成することができます。

●マイナンバーカードまたは、税務署発行のID・パスワードを持っている人

e-Taxを使って送信することで、電子申告ができます。

●インターネットで作成した申告書を印刷して提出

国税庁ホームページから確定申告書を作成・印刷して、郵送などで税務署に提出できます。市税務課に設置する税務署行きのポストに投函する場合は、切手は不要です。



インターネットでの電子申告や確定申告書の作成ができて便利です

国税電子申告・納税システム

検索

問い合わせ e-Tax・作成ヘルプコーナー ☎0570・01・5901 (全国一律市内通話料金)